令和２年５月２２日

保護者　様

春日部市教育委員会教育長

臨時休業の終了と学校教育活動の再開について（お知らせ）

市内小学校、中学校、及び義務教育学校につきましては、３月２日から３ヶ月間にわたり休校としてまいりましたが、このたび、学校の教育活動の再開について、埼玉県教育委員会教育長より通知がありましたので、５月３１日をもって臨時休業を終了し、６月１日から学校の教育活動を段階的に再開いたします。保護者の皆様には、休校中、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応にご理解ご協力をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

再開にあたりましては、下記のとおり６月１２日まで分散による登校とし、６月１５日から通常どおりの日課で教育活動を行ってまいります。なお、引き続き、健康観察、感染症拡大防止対策に努めるとともに、授業内容や行事につきましても、中止や内容の変更があることをご承知おきください。具体的には、学校からお知らせいたします。

各学校では、児童生徒に寄り添い、学習や生活の指導に取り組んでまいります。保護者の皆様には、今後とも学校教育にご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

記

１　学校再開後の登校等について

（１）分散登校の実施について

・６月１日（月）から６月１２日（金）まで、学級の人数を概ね半分に減らして授業を行うため、分散による登校とします。

・分散登校のグループ分けや登校日等は、学校からお知らせします。

（２）日課について

・６月１日（月）から６月６日（土）、及び６月８日（月）の７日間は、午前・午後の分散登校（登校は毎日）による半日日課とします。

・６月９日（火）から６月１２日（金）までの４日間は、分散登校による１日おきの登校（９、１１日、又は１０、１２日の２日間）で、給食を提供し一日日課とします。

・６月１５日（月）から通常日課による授業を開始します。なお、中学校、義務教育学校の部活動は、当面の間、実施しません。

（３）出席の扱いについて

・１学期の開始になりますので、授業日として扱います。

・登校させることに不安があると保護者が判断される場合は、「出席停止等」として扱い、欠席にはなりません。

（４）その他

・分散登校の期間（６月１２日まで）も「学校による児童の一時預かり」は、やむを得ない場合に限り実施しますが、併行して授業が行われるため、できるだけご家庭での対応をお願いします。

・校庭開放は、５月２９日（金）をもって終了します。

２　感染症拡大防止について

（１）家庭での健康管理等

・毎朝必ず検温を行い、発熱等の症状が見られる場合は、休ませてください。
・引き続き、「手洗い・うがい・咳エチケット」へのご協力をお願いします。マスクを着用して登下校させてください。マスクがない場合は、学校にご相談ください。
・十分な睡眠、バランスの取れた食事を心がけるようご配慮ください。
・緊急事態宣言が解除されても、「３密」を避け、人が密集する場所等への外出については、十分にご配慮ください。

（２）学校での感染症拡大防止対策等

・毎朝、健康観察を行います。登校後に発熱等の症状が見られる場合は、別室で対応し、下校していただく場合があります。
・「手洗い・うがい・咳エチケット」については、徹底して行います。また、昇降口等にアルコール消毒液を設置します。
・授業の実施に当たっては、マスクを着用することとし、教室のこまめな換気を行うとともに、「３密」を避けるため、指導内容、方法等を工夫して行います。
・給食の配膳、食事の座席は、接触・会話をしないように配慮します。
・施設設備の消毒を定期的に行います。
・その他、感染症拡大防止に向けた対応に努めてまいります。

３　その他

・今後、市内の感染者の発生状況により、また、学校関係者（児童生徒、教職員、保護者等）に感染者が発生した場合は、学校医、保健所等の助言を仰ぎ、状況に応じて再度休校等の措置をとる場合があります。
・学校再開後の具体的対応については、学校からお知らせします。
・分散登校中は、通常とは異なる登下校の時間となります。児童生徒の見守りにつきまして、可能な限りでのご協力をお願いします。